

鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会の公募委員を募集します！

鳥取県では、地域の課題解決に向けた県民参画及び協働のモデルを創出することを目的に、事業の計画段階から事業実施までを一連の取組として、県と協働して実施する民間事業者等を支援するため、「鳥取県公民連携推進事業補助金」の交付を行っています。

この補助金の交付対象事業（団体）の選考等を行う鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会に県民の視点を入れるため、公募委員を以下のとおり募集します。

◆募集人数 1名

◆応募資格 以下の①～⑥すべての要件を満たす方

- ①協働の地域づくりに関心がある
- ②令和8年4月1日現在で、県内在住の満18歳以上の方
- ③就任時点で県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない
又は就任する予定でない
- ④審査・検証委員会に出席できること
- ⑤鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない
- ⑥国会議員、鳥取県議会議員及び鳥取県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない



◆募集期間 令和8年1月8日（木）～1月29日（木）午後5時15分（必着）

◆応募方法 裏面の応募用紙に必要事項を記載し、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

※ファクシミリ、電子メールで提出される際は、送信前に電話にて御連絡ください。

◆選考方法 応募資格を満たしている方の中から、提出された書類内容に基づき、書面審査により決定します。

◆選考結果の通知 応募者全員に、郵送によりお知らせします。

◆その他

- ・応募書類は返却しません。
- ・応募用紙等の情報は公募委員の決定のみに使用し、それ以外では使用しません。
- ・令和8年2月定例県議会において、公民連携推進事業の予算が可決された場合に就任していただきます。
- ・公募委員に就任された場合は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはいけません。その職を退いた後も同様です。

★委員会の概要

- ・役割 鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会において、補助金交付対象事業（団体）の選考及び採択事業の成果検証等をしていただきます。
- ・任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日（予定）
- ・委員構成 5名程度（学識経験者、公募委員等）
- ・開催時期 ①開催回数 年4回程度（原則平日開催）
②所要時間 1回あたり2～4時間程度
③開催場所 オンライン開催（対面開催とする場合もあります。）
- ・委員報酬 県の規定により報酬、対面開催とした場合は会場までの往復の交通費を支給します。

【提出・お問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県政策統轄総局協働参画課

電話：0857-26-7761 フax: 0857-26-8870

電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp



鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会
公募委員の応募用紙

住 所	〒 一		
(ふりがな) 氏 名			職業
生年月日	年 月 日	性別	
連絡先	電 話		
	ファクシミリ		
	電子メール		
応募資格の確認 (該当する項目にチェックを入れてください。全てを満たす方に応募資格があります。)	<input type="checkbox"/> 協働の地域づくりに関心があること <input type="checkbox"/> 令和8年4月1日現在で、県内在住の満18歳以上であること <input type="checkbox"/> 就任時点で県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のないこと <input type="checkbox"/> 委員会に出席できること <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。 <input type="checkbox"/> 国会議員、鳥取県議会議員及び鳥取県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと		

記述欄

「協働の地域づくりに携わった経験」と「応募動機」について記載してください。（別紙での提出可。合計で800字以内。）

多様な主体との協働の地域づくりに関する活動、取組に携わった経験	
応募動機 (協働の地域づくりに対する思いや考え方について、公民連携に関する最新の知見や動向を盛り込みながら記載してください。)	
※スペースが足りない場合は別紙に記載し、添付していただいても結構です。	